

利賀地区における道路除排雪委託業務に係る参加者確認型随意契約試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県土木部が発注する南砺市利賀地区における道路除排雪委託業務（以下「除排雪業務」という。）に係る参加者確認型随意契約（以下「契約方式」という。）の実施に関し、他の法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この契約方式は、履行できる者が1者しかいない可能性の高い除排雪業務において、当該業務を履行できる者（以下「特定者」という。）以外に履行できる者があるかどうかを、当該業務の内容を明らかにした上で、条件付一般競争入札（事前審査方式）（以下「一般競争入札」という。）を実施することにより確認し、随意契約とする場合の手続の透明性を確保するものとする。

2 前項の確認に加え、特定者との価格交渉により、適切な契約予定価格を決定するものとする。

(特定者の要件及び入札参加資格)

第3条 この契約方式における特定者となるために必要な要件及び一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格等」という。）は同一のものとし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 利賀地区における道路除排雪委託業務に係る地域維持型建設共同企業体の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 砺波土木センター管内に主たる営業所を有する者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱に基づく申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象業務ごとに必要に応じて別に定める入札参加資格等を有する者であること。

(特定者及び入札参加資格等の決定)

第4条 特定者及び入札参加資格等は、対象業務ごとに、入札参加資格委員会

の議を経て決定する。

(契約予定価格)

第5条 特定者との契約予定価格は、特定者から見積りを徴取し、発注機関の長が定めるものとする。

(参加者の確認)

第6条 発注機関の長は、特定者以外に当該業務の入札に参加しようとする者の有無を確認するため、富山県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用し、一般競争入札を実施するものとする。

(公告の内容)

第7条 発注機関の長は、前条の規定により一般競争入札を実施しようとするときは、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、入札情報サービスを利用する方法により、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 業務名、業務概要及び履行期間
- (2) 業務の目的
- (3) 第4条に規定する入札参加資格等
- (4) 特定者の所在地、商号又は名称
- (5) 特定者との契約予定価格
- (6) 参加希望者の有無を確認するための入札であること。
- (7) 発注機関の名称及び所在地
- (8) 第9条に規定する申請書等の提出期限、提出場所及び提出方法
- (9) 第3号の入札参加資格等を有すると認められる者がいない場合においては、特定者との随意契約手続に移行すること。
- (10) 第3号の入札参加資格等を有すると認められる者がいる場合においては、特定者と当該参加希望者による競争となること。
- (11) その他発注機関の長が必要と認める事項

(特定者に対する通知)

第8条 前条の規定による公告を行うに当たっては、発注機関の長は、特定者に対し、特定者通知書により、あらかじめ次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 公告の日
- (3) 特定者として選定していること。
- (4) 契約予定価格
- (5) 特定者の所在地、商号又は名称

- 2 特定者は、前項の規定による通知の日の翌日から起算して3日後までに、発注機関の長に対し文書により異議の申立てをすることができる。
- 3 発注機関の長は、前項の規定による申立てがあったときは、同項の規定により申立てをすることができる期間の末日の翌日から起算して原則として3日後までに、文書により回答するものとする。

(入札参加資格確認申請書等の提出)

第9条 一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）その他の公告において提出を求める書類（以下「申請書等」という。）を、公告において定める方法により、公告の日の翌日から起算して10日後までに提出しなければならない。

(公告等に関する質問)

第10条 公告又は入札説明書に関する質問は、公告の日から申請書等の提出期限の日から起算して3日前までの間において受け付けるものとする。

- 2 発注機関の長は、前項の規定による質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を電子入札システムの質問回答機能で回答を掲載する方法により公表するものとする。
- 3 前2項に規定する手続については、公告において明示するものとする。

(入札参加資格等の確認)

第11条 第9条の規定により申請書等の提出があったときは、入札参加資格委員会の議を経て入札参加資格等の有無の確認を行う。

- 2 前項の規定による入札参加資格等の有無の確認については、申請書等の提出の期限の日の翌日から起算して原則として10日後までに、その結果を通知するものとする。

(入札参加資格等がないと認めた者に対する理由の説明)

第12条 前条第2項の規定により、入札参加資格等がない旨の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して3日後までに、入札参加資格等がないとされた理由について説明を求めることができる。

- 2 前項の規定による説明の要求は、文書を持参することにより行うものとする。
- 3 発注機関の長は、第1項の規定による説明の要求があったときは、同項の規定により説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として7日後までに、説明を求めた者に対し、文書により回答するものとする。
この場合において、説明を求めた者（前条第2項の規定により、入札参加資格等がない旨の通知を受けた者に限る。）に入札参加資格等があると認めたと

きは、前条第2項の通知を取り消し、改めて入札参加資格等がある旨の通知をするものとする。

4 前項の規定による回答又は通知をするに当たっては、入札参加資格委員会の議を経るものとする。ただし、説明を求めた者に入札参加資格等がないことが明らかな場合は、この限りでない。

5 第3項後段に規定する手続が終了するまでは、入札の執行は、行わないものとする。

6 第1項、第2項及び第3項前段に規定する手続については、公告において明示するものとする。

(設計図書等の配付)

第13条 設計図書等は、公告の際、入札情報サービスを利用する方法により配付する。ただし、公告で別に定める場合は、その定めによる。

(設計図書等に関する質問)

第14条 設計図書等に関する質問は、原則として電子入札システムの質問回答機能により行うものとする。

2 前項の規定による質問を受け付ける期間は、前条の規定による配付を行った日又は公告で定める日から申請書等の提出期限の日から起算して3日前までの間とする。

3 第1項の規定により、質問の提出があった場合には、原則として申請書等の提出期限の日の前日までに電子入札システムの質問回答機能により回答するものとする。

4 他の入札参加者に影響を及ぼさないと認められる質問及び回答については、第1項及び前項の規定は、適用しない。

5 第1項、第2項及び第3項に規定する手続については、公告において明示するものとする。

(契約者の決定方法等)

第15条 発注機関の長は、第11条の規定により入札参加資格等を有すると認めた者がいる場合においては、特定者及び当該入札参加資格等を有すると認めた者により、当該一般競争入札を執行し、落札者を決定するものとする。

2 発注機関の長は、第9条の規定による申請書等の提出者がいない場合又は一般競争入札への参加を希望する者の全員がそれぞれ次の各号のいずれかに該当することにより特定者以外の参加者がいない場合においては、当該一般競争入札の手続を取り止め、地方自治法施行令第167条の2の規定に基づき、特定者との随意契約手続に移行するものとする。

- (1) 第11条第1項の規定による確認の結果、入札参加資格等を有しないと認めた場合
- (2) 提出された申請書等の内容に虚偽の記載があることが判明した場合
- (3) 申請を取り下げた場合
- (4) 第11条第2項の規定による通知後に入札を辞退した場合
(結果等の公表)

第16条 発注機関の長は、契約の締結前に、一般競争入札への参加を希望する者の有無及び第11条第1項に規定する入札参加資格等の有無を公表するものとする。

(細則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、契約方式の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。